

## 「安保法制違憲訴訟判決」

2019年11月09日

集团的自衛権の行使を認めた安全保障関連法は憲法に違反し、平和に生きる権利が侵害されていると、全国22の地裁で、計7,700人にのぼる原告の人々が「安保法制違憲訴訟」を起こしている。今年の4月に札幌地裁で、原告敗訴の判決が出された。11月7日、東京地裁は、札幌判決に次いで、1,600人が一人10万円の損害賠償を求めた原告の請求を退ける判決を言い渡した。判決では、安保法制が合憲か違憲かの判断を示さなかった。

2014年に政府は集团的自衛権を容認する閣議決定をし、それに基づき安保法制が作られ、2016年に施行された。事実上の解釈改憲であり、憲法学者の8割以上が「違憲」「違憲の疑い」があると指摘した。野党や国民からも「戦争法案」と言われ、戦争のできる国への変質を危惧する世論が盛り上がった。前橋地裁で行われた「安保法制違憲訴訟」で、元内閣法制局長であった宮崎礼壹氏は、三つの点で憲法に違反すると証言している。① 自衛隊は国民の生命、財産を守るための必要最小限の武力行使は認められているが、国際紛争を解決するための武力行使は9条2項の「戦力を保持しない。国の交戦権を認めない」に違反する。② 集团的自衛権を行使できないことは、政府が一貫して確立してきた見解である。③ 武力行使の要件が曖昧で、混乱を招く。更に、集团的自衛権の行使容認は、過去の事例から、戦争を引き起こす契機となるとも語っている。

日本の裁判制度には、合憲か違憲かを判断する「憲法裁判」はない。民事訴訟では、被害を受けたことに対する賠償責任を問うことしかできない。東京地裁の前沢達郎裁判長は判決理由で、「原告らの精神的苦痛は、義憤。社会通念上、受け入れる限度を超えているとはいえず、法的保護を与えるべき利益ではない」として、請求を棄却している。原告側は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）での駆け付け警護で、戦争に巻き込まれる恐れを訴えたが、判決では「他国から武力行使の対象とされているとは認められず、具体的な危険が発生したとはいえない」と退けた。この件に関し、「東京新聞」は「社説」で面白い例を書いている。ピストルで弾が発射され、標的に向かって飛んでいる。それを超スローモーションで見たら、人には何らの被害は起きていない。しかし、危険は刻一刻と迫り、いずれは人に命中し、殺傷する、と。「安保法制」が持つ具体的被害を明確にできないところに、この裁判のもどかしさがある。

裁判は憲法に照らして、判決を下すものではないか。具体的な被害が、現在見えないからと言って、憲法判断をせずに、原告の主張を認めないことは理解しがたい。日本は「専守防衛」を堅持してきた。ところが、海上自衛隊の護衛艦「いずも」は事実上の空母に改修され、F35B戦闘機が搭載でき、明らかに攻撃型空母の機能を持っている。安倍晋三首相とトランプ大統領が「いずも」艦上で並んで撮った写真は、日本と米国が共同して行う戦争の予行演習のように見えた。日本の防衛費の概算要求は5兆円を超え、過去最大になっている。米国が求めるホルムズ海峡への有志連合には加わらないと言っているが、派遣されれば、米軍指揮下に入るのではないか。戦争への危機感は、日増しに膨らんでいる。

東京地裁前では原告側の代理人弁護士が「司法の責任放棄」「忖度不当判決」と書かれた紙を掲げ、寺井一弘弁護士は「空疎な判決だ。立法府や行政を監視する司法の責任を放棄したと言わざるを得ない」と批判した。横浜地裁でも、近く判決が出されるが、政府、行政に忖度する裁判所から、将来の平和を見据えた判決が出ることは期待できない。「裁判所よ、目覚めよ」と叫びたい。